

第8次秋田市高齢者プラン（第6期秋田市介護保険事業計画）原案への意見について

	ご 意 見	秋 田 市 の 考 え 方
1	<p>「成年後見制度利用支援事業」（72ページ）</p> <p>成年後見制度の目標値について、平成27年度以降市長申立てについてかなりの需要が出てくると思われるので、再度検討の上、微増にしても増加予測という視点でみてもらいたい。</p>	<p>目標値については、ご意見のとおり増加する方向で設定しております。</p>
2	<p>「権利擁護体制の充実」（73ページ）</p> <p>成年後見制度の秋田市の利用状況を掲載することで取組の方向性がより理解できる。</p> <p>ここ数年間の制度利用件数や後見人の分類（親族、弁護士、司法書士など）など実態がわかるものを掲載してもらいたい。</p>	<p>秋田市における直近3ヵ年（平成26年度は見込み）の成年後見市長申立て件数および成年後見人等に対する報酬助成件数については、本プランに掲載しております。</p> <p>なお、利用件数や後見人の分類等の成年後見制度全般に関する数値について、裁判所で公表している以外のものを秋田市で把握することは困難です。</p>
3	<p>「生活支援サービスの充実」（75ページ）</p> <p>生活支援サービスについては、申請代行は、地域包括支援センター又は在宅介護支援センターができることになっていたが、平成27年3月をもって市の要綱が廃止される予定となっており、在宅介護支援センターの位置付けはあいまいとなり、廃止されるところも出てくるものと想定される。</p> <p>については、申請代行する機関が少なくなるため、介護認定により担当する介護支援専門員が代行申請できるようにしてもらいたい。</p> <p>これにより、ワンストップで介護保険の手続や生活支援の手続ができるため、利用される方にとっても理解され、非常に効果的で効率的な対応ができるようになる。</p>	<p>在宅介護支援センター（老人介護支援センター）は、老人福祉法第20条の7の2に規定される施設であり、その業務について同法および老人福祉法施行規則に規定されております。</p> <p>また、業務の詳細や運営については、厚生労働省通知「老人（在宅）介護支援センターの運営について（平成18年3月31日 老発第0331003号）」があります。</p> <p>介護支援専門員が高齢者の生活支援サービスの申請を代行することについては、介護保険法や社会保険労務士法等の関係法令に抵触しない限り、可能であると考えます。</p> <p>（※参照 厚生省 平成11年9月17日全国介護保険担当課長 会議資料 23-24ページ）</p>